

## 第 2 章 計画の内容

---

## 第2章 計画の内容

### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

#### 施策(1) ジェンダー平等意識の形成

##### ●現状と課題

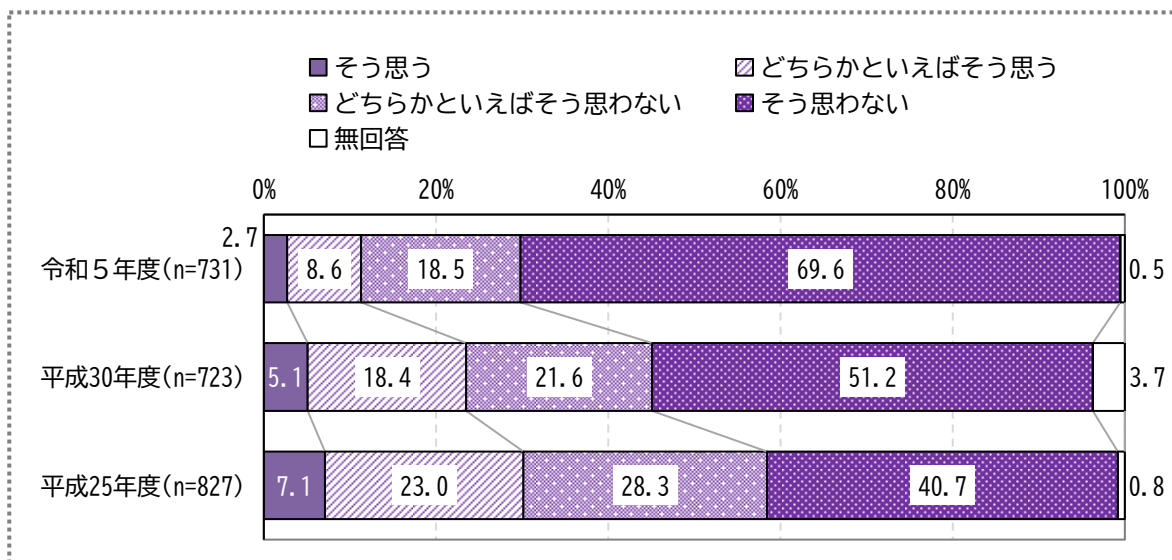
男女平等参画社会の実現の大きな障害となっているものの一つに、性別に基づく固定的な役割分担があります。令和5年5月に実施した男女平等に関する台東区民意識調査（以下「区民意識調査」という。）によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合は、これまでの区民意識調査の結果と比較しても増加傾向にあります。その一方で、日常の家事全般や育児・介護の役割分担については、男性より女性のほうが「いつも行っている」割合が高く、固定的な性別役割分担はいまだに根強くあるとみられます。

このような「意識と現実の乖離」の解消に向けて、引き続き、男女平等参画に関する認識を深め、固定的性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための意識啓発、法令等の理解促進に取り組むとともに、男性の家庭生活、地域社会への参画を支援する取組をより一層推進することが必要です。

また、ジェンダー平等意識や性の多様性に関する理解は、その時代の社会の枠組や置かれている環境などの影響を受けながら、成長の過程で徐々に形成されていくものであり、教育が果たす役割は極めて大きいと言えます。性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重しあえるよう、教育機関と連携しながら、子供の年代に応じた意識啓発を進めていくことが重要です。

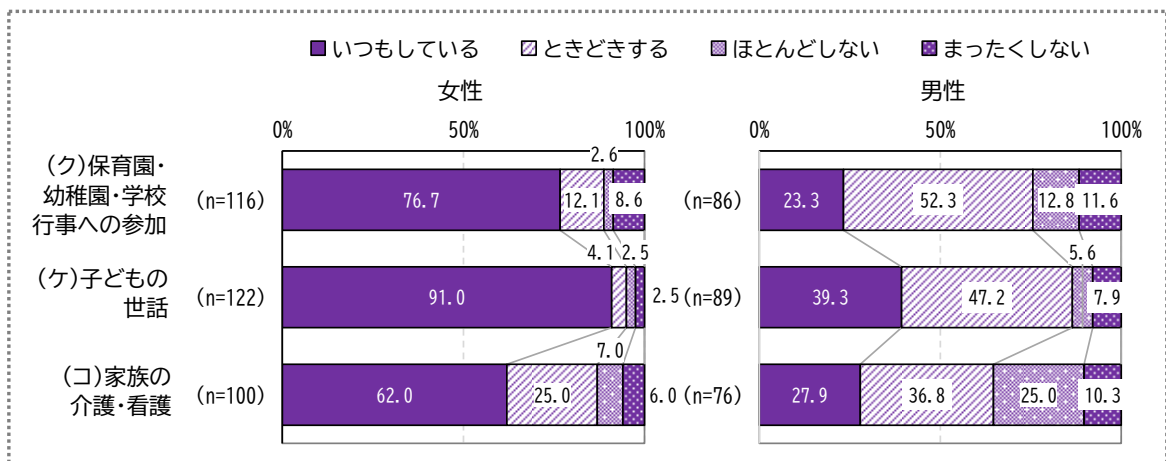
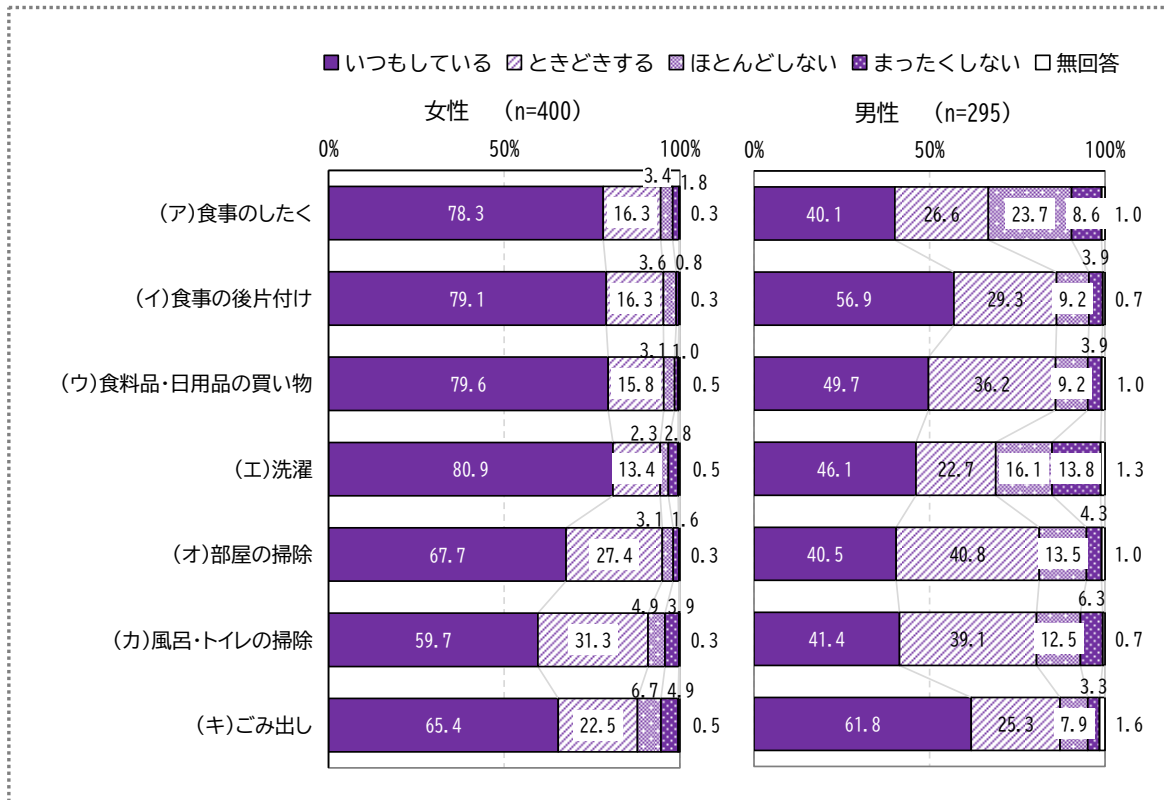
学校などの教育の場や家庭内においても、ジェンダーの視点を持って子どもたちの発達段階に即した教育を提供し、多様な選択を可能とする社会の形成を図っていくことが求められます。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成だ(経年比較)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

日常生活の役割分担(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

情報誌「はばたき 21 通信」など、区が情報発信する様々な媒体を活用し、法制度の周知や、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発を行うとともに、男女平等参画を取り巻く今日的課題についての講座を行うことで、ジェンダー平等意識を高めます。講座を開催する際は、子育て世代の方が安心して参加できるよう託児サービスを実施します。

また、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、性の商品化、女性の人権を侵害する性表現の氾濫などの防止に向けたメディア・リテラシーを向上させる取組を行います。

### ② 男性への男女平等参画の取組

男性の育児・介護への参画を促進するため、料理教室や介護教室などを実施するとともに、講座等の場を通じて、地域における交流の促進と居場所づくりを支援します。

### ③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を高める教育を行うとともに、保護者や教職員の意識を高めるための講座や研修を実施します。

## 取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

事業番号	1
計画事業	男女平等参画に関する情報提供
事業内容	情報誌「はばたき 21 通信」など、様々な媒体を通じて男女平等参画に関する情報提供を行うことで、アンコンシャス・バイアスを解消するための意識啓発や法制度の理解の促進を図ります。また、拠点施設である男女平等推進プラザや「台東区男女平等推進基本条例」、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を広く周知します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	2
計画事業	男女平等推進フォーラム
事業内容	性別にかかわらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、ワークショップ、作品展示など、区民参加型のイベントである「男女平等推進フォーラム」を開催することで、男女平等参画への意識の向上と理解の促進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	3
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	講座等を通じて、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、女性に対する人権侵害の防止に向けた取組を行います。
所管課	人権・多様性推進課、指導課

事業番号	103 (再掲)
計画事業	男女平等に関する台東区民意識調査
事業内容	79 ページ参照

事業番号	109 (再掲)
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

## 取組の方向性② 男性への男女平等参画の取組

事業番号	4
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	ハローベビー学級や料理教室など、男性の家事・育児力を高める講座を実施します。また、講座等の場を通じて、交流の促進と居場所づくりを支援します。
所管課	人権・多様性推進課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、生涯学習課

事業番号	5
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	介護教室や男性の介護への参画を進めるための講座等を実施します。また、講座等の場を通じて、交流の促進と居場所づくりを支援します。
所管課	人権・多様性推進課、生涯学習課

事業番号	17 (再掲)
計画事業	シニア世代の地域活動支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	18 (再掲)
計画事業	市民活動参加への支援と意識啓発
事業内容	32 ページ参照

事業番号	109 (再掲)
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

### 取組の方向性③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

事業番号	6
計画事業	ジェンダー平等を進める幼児教育の推進
事業内容	性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重する保育・幼児教育を進めます。
所管課	児童保育課、指導課

事業番号	7
計画事業	ジェンダー平等を進める人権教育の推進
事業内容	小学校入学から成人に至るまでの発達段階に応じて、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が高められる教育を行います。
所管課	指導課、生涯学習課

事業番号	8
計画事業	ジェンダー平等に関する教職員の研修
事業内容	性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重する教育や保育を実践するために、学校、保育園、幼稚園、児童館等の子供に関わる職員に対して研修を実施します。
所管課	人事課、児童保育課、指導課

事業番号	9
計画事業	性別にとらわれない進路指導
事業内容	性別にかかわらず、進路の選択ができるよう、進路指導を行います。
所管課	指導課

事業番号	10
計画事業	ジェンダー平等を進める啓発の推進
事業内容	ジェンダー平等の意識をつくるために、DV（デートDVを含む）等の暴力防止に向けた啓発や、心身の健康教育の講座等を行います。
所管課	人権・多様性推進課、保健予防課、保健サービス課

事業番号	11
計画事業	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進
事業内容	家庭において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育が行われるよう、保護者に対して講座・研修を行います。 また、講座等の場を通じて保護者同士のネットワークづくりを支援します。
所管課	人権・多様性推進課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、教育支援館、生涯学習課

事業番号	12
計画事業	【新規】女子生徒・女子学生の理工系分野への進路選択の促進
事業内容	女子中高生・女子学生の理工系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジ※に参加します。
所管課	人権・多様性推進課

MEMO

理工チャレンジ（リコチャレ）とは？



女子中高生・女子学生が理工系分野に興味・関心を持ち、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するための内閣府の取組です。

理工系分野が充実している大学や企業など『リコチャレ応援団体』の紹介や、団体が実施するイベント情報の提供、理工系分野で活躍する女性からのメッセージ紹介などを行っています。

区は、区に勤務する専門職の女性職員のメッセージを掲載することにより、この取組に参加します。



## 施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進

### ●現状と課題

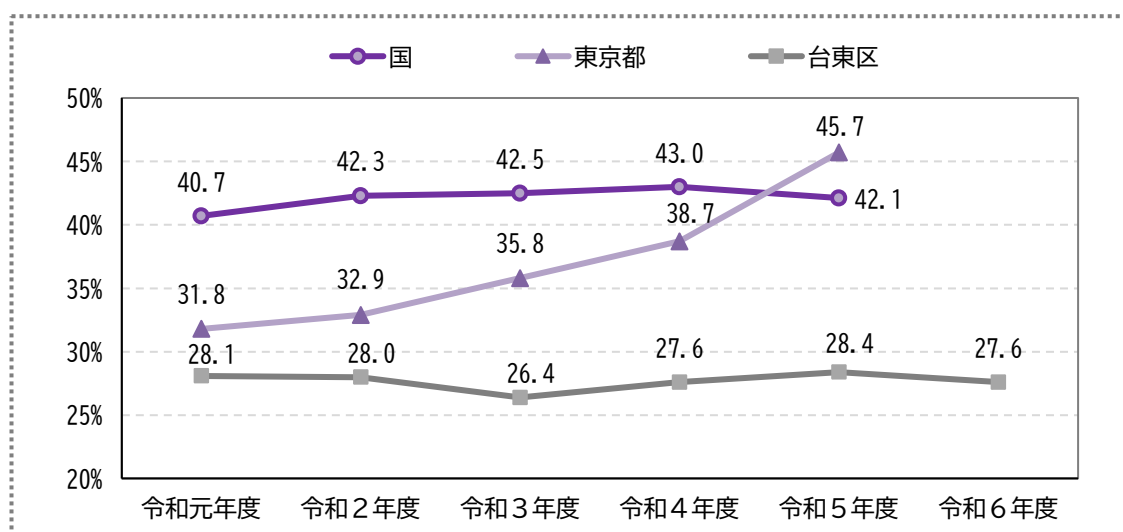
男女平等参画社会を実現するためには、意思決定過程に男女が共に参画することが重要です。そのため、国は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進め、さらに、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りのないような社会となることを目指しています。

区では、令和6年度末までに審議会や委員会における女性委員の割合を35%以上にすることを目標として、女性の参画に努めてきました。しかしながら、女性委員の比率は、平成30年4月現在の28.1%から令和6年4月には27.6%と増減を繰り返しながら未だ目標には達していません。

ジェンダーの視点を施策に反映させるためには、女性委員の積極的登用に努め、男女が共に政策・方針決定過程に参画することが重要です。

また、社会・地域活動の場においても、地域における課題を解決していくために男女が共に取り組んでいく必要があります。社会・地域活動への積極的な参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を積極的に取り入れることが不可欠です。そのためには、固定的な性別役割分担を基盤とした活動の在り方を見直すとともに、女性が活動に参加するだけでなく、活動団体の意思決定過程にも参画し、活動の企画立案に女性の意見を反映できるようにする必要があります。

審議会等における女性委員の割合の経年変化(国・東京都・台東区)



※国は各年9月30日現在、東京都・台東区は各年4月1日現在

## ●取組の方向性

### ① 審議会等への男女平等参画の推進

審議会等における女性の積極的登用を促進するため、ガイドラインを活用し、職務指定の要件緩和を進めるとともに、女性委員の推薦を積極的に働きかけます。  
また、女性の積極的登用を着実に進めるため、毎年、状況調査を実施します。

### ② 区民が立案・参画する機会の増加

審議会等に区民が参加することより、区民の視点による区政運営を促進するため、ガイドラインを活用し、公募委員枠の拡大などの取組を進めます。

また、男女平等推進プラザの各委員会に区民が主体的に参加することにより、区民の視点による運営を促進します。

### ③ 区民の社会・地域活動への参加の促進

地域の課題に、ジェンダーの視点を取り入れるため、地域活動における男女平等参画を推進するとともに、区内で活躍する NPO の紹介や講座などの機会を通じて、市民活動への参画を促進します。

## 取組の方向性① 審議会等への男女平等参画の推進

事業番号	13
計画事業	審議会等への女性の積極的登用
事業内容	区の政策や方針に男女の意見が反映されるよう、審議会における女性委員の割合を35%以上にすることを目標とし、積極的な働きかけを行っていきます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	14
計画事業	女性の参画を推進するためのガイドラインの活用
事業内容	職務指定の見直しや公募委員枠の拡大などの方法を取り入れたガイドラインを活用し、審議会等における女性委員の参画を推進します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	15
計画事業	女性委員の参画状況調査
事業内容	女性委員の参画を着実に進めるため、参画状況調査を実施します。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② 区民が立案・参画する機会の増加

事業番号	13（再掲）
計画事業	審議会等への女性の積極的登用
事業内容	31 ページ参照

事業番号	104（再掲）
計画事業	男女平等推進プラザの各種委員会への参画
事業内容	82 ページ参照

### 取組の方向性③ 区民の社会・地域活動への参加の促進

事業番号	16
計画事業	地域活動における男女平等参画の推進
事業内容	地域の課題にジェンダーの視点を取り入れるため、防災や環境、まちづくりなど、様々な分野での地域活動における男女平等参画を推進します。 また、区民一人ひとりが、主体的に地域課題の解決や地域活動に取り組むなど、地域で活躍することを目的とした多様な学習講座及び情報提供・相談対応などの支援を実施します。
所管課	人権・多様性推進課、生涯学習課

事業番号	17
計画事業	シニア世代の地域活動支援
事業内容	シニア世代が地域の中で充実した生活が送れるよう、シニアライフ応援計画、雇用就業支援等の事業を行います。
所管課	産業振興課、高齢福祉課、生涯学習課

事業番号	18
計画事業	市民活動参加への支援と意識啓発
事業内容	ボランティア活動やNPO等の市民活動への参画を進めるため、講座の実施や情報提供等を行います。
所管課	区民課

事業番号	19
計画事業	いきがいきづくりと社会参加への支援
事業内容	高齢者や障害者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らし続けられるよう、講座の実施や情報提供等により、社会参加を支援します。
所管課	高齢福祉課、障害福祉課、松が谷福社会館、健康課

### 施策（3）男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

#### ●現状と課題

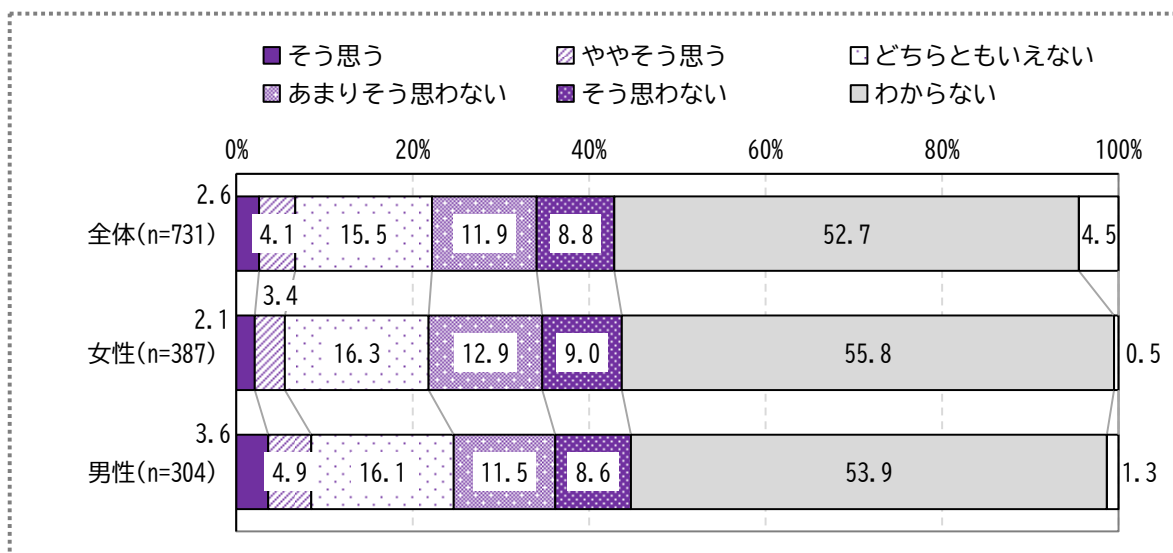
東日本大震災等の過去の震災では、避難所によっては、女性向けの衛生用品が不足したり、着替えや入浴、乳幼児を抱えた母親の授乳等の女性のプライバシーに配慮した場所がなかったり、平常時における固定的な性別役割分担意識を背景に、災害後、増大する家事の負担が女性に集中するなどの問題がありました。また、避難所において、女性に対する性的な暴力があったという事案も報告されています。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女平等参画の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

男女平等参画の視点に立って、防災・復興に取り組んでいくためには、防災・復興に係る企画立案から決定に至る意思決定の過程に女性が参画することや、災害時の女性リーダーの育成を図り、男性リーダーとの協力体制を促進することが重要です。

また、被災時には、災害から受ける影響の男女による差に配慮するとともに、避難所の設営・運営にあたっては、人権尊重の視点に立って、女性に対する暴力の防止や暴力の被害に遭った女性を保護できる体制の整備、プライバシーの確保、性の多様性等に配慮する必要があります。

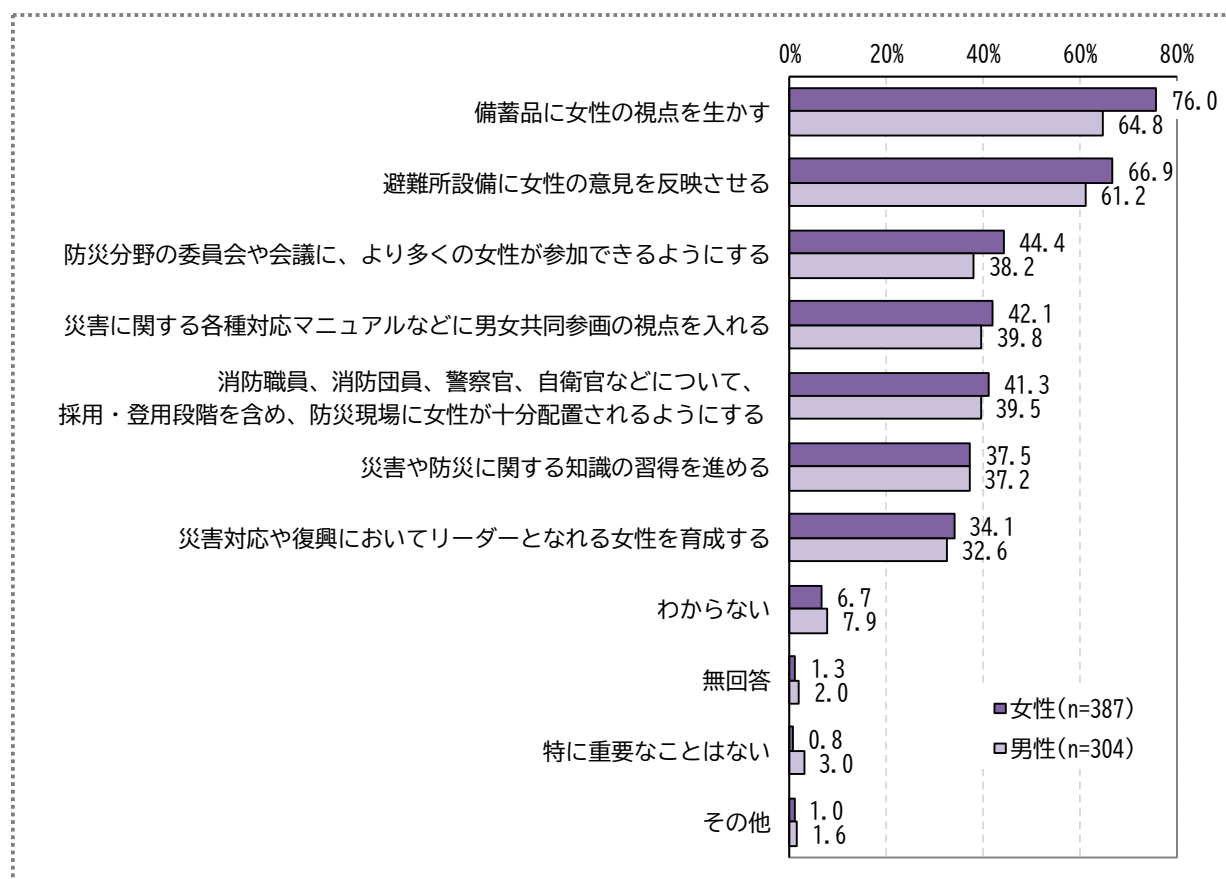
さらに、防災・復興対策に的確に対応していくためには、行政を中心として、専門家、関係機関、住民、ボランティア、NPO等が、男女平等参画の視点で、物資（生理用品や授乳関係他）の提供や情報の適切な周知など、それぞれの役割を分担しながら緊密に連携していくことが求められます。

女性の視点を取り入れた防災対策が行われているか(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## 防災分野で女性の視点を生かすために重要なこと(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

### ●取組の方向性

#### ① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

地域防災計画に基づき、性差などから生じる様々なニーズに対応した防災対策を進めるとともに、意思決定過程への女性の参画の推進や女性リーダーの育成を図ります。

また、講習会や講座などの機会を通じて、地域や家庭における日頃からの備えなど、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

さらには、発災直後から発生する生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談体制を整備します。

## 取組の方向性① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

事業番号	20
計画事業	男女平等参画の視点による防災対策の推進
事業内容	地域防災計画に基づき、性差などから生じる様々なニーズに対応した物資の確保や、避難所の運営を推進します。
所管課	危機・災害対策課

事業番号	21
計画事業	防災・災害復興分野への女性の参画推進
事業内容	防災・災害復興分野における意思決定過程への女性の参画を推進します。また、避難所運営等、災害時にリーダーシップを発揮できる女性の育成を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、危機・災害対策課

事業番号	22
計画事業	防災に関する知識の普及、啓発
事業内容	講習会や講座などの機会を通じて、地域や家庭における防災対策に関する知識の普及や啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課、危機・災害対策課

事業番号	23
計画事業	災害発生後における相談・支援体制の整備
事業内容	「はばたき 21 相談室」において、災害発生後の生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談・支援を実施します。
所管課	人権・多様性推進課

## 施策（4）女性の就業・登用・起業の機会拡大

## ●現状と課題

性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って、様々な働き方や生き方ができる社会を実現するためには、多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な処遇のもと、自身の望むとおりに働ける環境を整備する必要があります。

働く場においては、高度経済成長期に形成されてきた固定的な性別役割分担や、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行等」という。）が依然として根付いており、女性にとって、家事や育児・介護と仕事の両立、就業継続を困難にする大きな要因となっているとともに、男性にとっても家事や育児・介護への参画を阻害する要因となっています。男女平等参画の視点からも労働時間の削減をはじめとする男性中心型労働慣行等の変革が急務です。

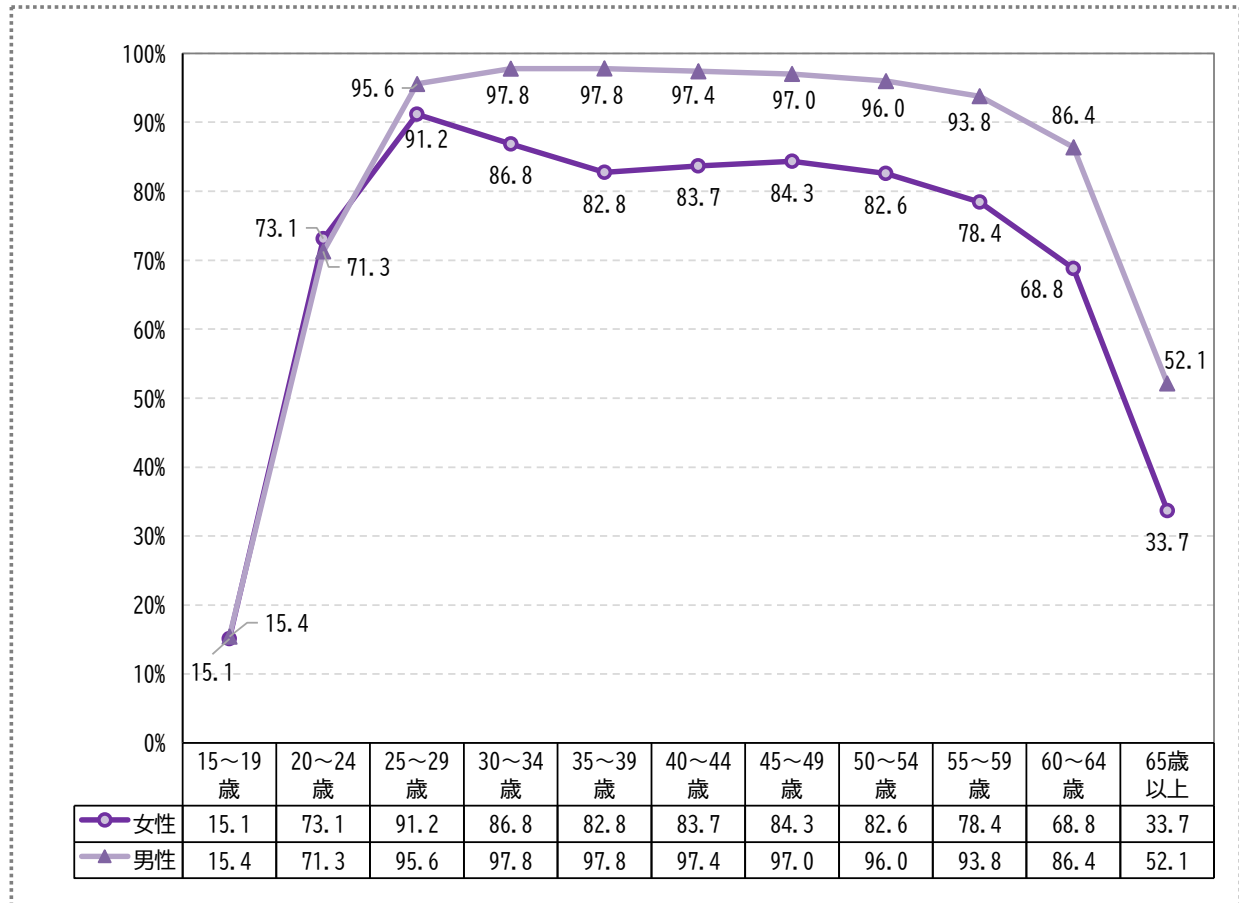
労働時間の削減を進めるとともに、管理職への女性の登用の促進、賃金等における男女間格差の是正等を推進していくためには、事業者や経営者等への支援や意識啓発に取り組む必要があります。さらに、雇用形態や性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等）の防止のための取組、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する理解や対応等も必要です。

また、働きたい女性が多様な働き方の選択ができ、個性と能力を十分発揮できるように、就職や再就職支援、起業やキャリア形成等、就業環境の整備が必要です。台東区は、自営業者や中小企業・小規模企業者が多いという特徴があり、家族従事者として働く女性の割合が、東京都の平均と比較して高いという点についても注視していく必要があります。

さらに、区が先導的な役割を果たすため、長時間労働の是正など、働き方改革を進めるとともに、女性職員のキャリア形成、男性職員の家庭生活への参画を促進し、女性活躍の場の拡大に積極的に取り組む必要があります。



台東区内 年齢階級別労働力率(性別)



労働力率の算出は「労働力率」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)」×100による。  
 総務省統計局「令和2年度国勢調査」を基に作成

## ●取組の方向性

### ① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援

講座の実施や、広報誌・パンフレットの配布等を通じて、法制度の周知を進めるとともに、事業主行動計画の策定方法や支援制度の紹介、ハラスメントの防止に関する周知・啓発を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む区内中小企業を認定することにより、企業イメージの向上と、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

### ② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援

女性の就労をサポートするため、スキルアップなどの講座を実施するとともに、就業相談や企業に対する雇用相談を実施します。

また、これから起業を目指す人や、すでに起業した人を対象とした講座を実施するとともに、起業家同士の交流の促進を図ります。

### ③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進

女性活躍推進法により、区が策定した「女性職員活躍のための台東区特定事業主行動計画」に基づき、長時間労働の改善や年次有給休暇の取得等の促進を図ります。

また、性別にとらわれない任用を行うとともに、職員・教職員を対象としたハラスメントの防止を進めるための研修を実施します。

### 取組の方向性① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援

事業番号	24
計画事業	法律や制度の理解の促進
事業内容	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など、雇用分野における男女平等参画に関する法律や制度の理解の促進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、産業振興課

事業番号	25
計画事業	職場環境等の向上支援
事業内容	区内中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定や、雇用環境の整備促進、女性が活躍しやすい職場環境づくりなどを支援します。
所管課	産業振興課

事業番号	34 (再掲)
計画事業	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定
事業内容	44 ページ参照

事業番号	35 (再掲)
計画事業	企業における両立支援事業の紹介
事業内容	44 ページ参照

事業番号	62 (再掲)
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	59 ページ参照

### 取組の方向性② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援

事業番号	26
計画事業	女性のための就労支援
事業内容	女性の就労をサポートするために、再就職支援のための講座の実施、母子家庭への自立支援の取組等を行います。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

事業番号	27
計画事業	女性創業者・メンター交流会
事業内容	女性創業者や創業を考えている女性を対象に、先輩女性経営者との交流の場を提供し、創業に関する不安の解消や、創業者同士のネットワークを広げることで、女性の活躍を促進します。
所管課	産業振興課

事業番号	28
計画事業	起業家・若手経営者支援
事業内容	起業家や若手経営者を対象に、経営に必要な知識の習得を図る講座を開催し、区内での起業を促進していきます。
所管課	産業振興課

事業番号	29
計画事業	雇用・就業相談
事業内容	就職や再就職を希望する区民のための就業相談や、区内企業に対して雇用相談を行います。
所管課	産業振興課

事業番号	30
計画事業	障害者の就労支援
事業内容	「働きたい」と希望する障害者が、安心して就労できるよう、個々の能力に応じた訓練・実習の提供、就職活動に対する支援を行います。
所管課	障害福祉課、保健予防課

### 取組の方向性③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進

事業番号	31
計画事業	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進
事業内容	女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得を促進するなど、働き方の改革を進めます。また、女性職員のキャリア形成支援等の取組により、職員の意欲を高めます。
所管課	人事課

事業番号	62 (再掲)
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	59 ページ参照

事業番号	97 (再掲)
計画事業	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進
事業内容	78 ページ参照

事業番号	98 (再掲)
計画事業	管理職選考の受験の奨励
事業内容	78 ページ参照

事業番号	99 (再掲)
計画事業	区における男性職員の育児参画に向けた取組
事業内容	78 ページ参照

## 施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現

### ●現状と課題

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和と訳され、性別や年齢にかかわらず、人々が仕事と家庭生活、地域生活等の社会の様々な場面や、ライフステージの各段階において、最もバランスのとれた活動をすることができる状態のことをいいます。こうした調和のとれた生活の中でこそ、男女が共に仕事に取り組み、子育てや介護等の家庭責任も果たしながら、その一方では、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動への参画等を通じて、自己実現をしていくことが可能になります。

しかし、区民意識調査によると、「仕事、家庭生活、個人生活のすべて」を優先させたいと希望する人は、男女ともに3割～4割程度であるのに対し、それを実現できているのは1割程度に留まっており、希望と現実に大きな差があります。

また、育児や介護と仕事の両立を進めるために必要なことについて尋ねたところ、男女ともに職場や上司の理解、短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方の整備や育児・介護休暇等の制度を利用しやすい職場環境を求めていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業や経営者の積極的な取組が不可欠です。従業員のモチベーションアップ、離職率の低下、好業績従業員の定着、優秀な人材の確保、業績や企業価値の向上といったワーク・ライフ・バランスを推進することの経営上のメリットや、先進的な取組を行っている企業の事例を紹介することを通じて、企業風土の醸成や経営者の意識改革を促進していくことが必要です。

また、職場における生理・妊娠・出産・育児・介護・病気の治療に対する理解の促進が必要です。

#### MEMO

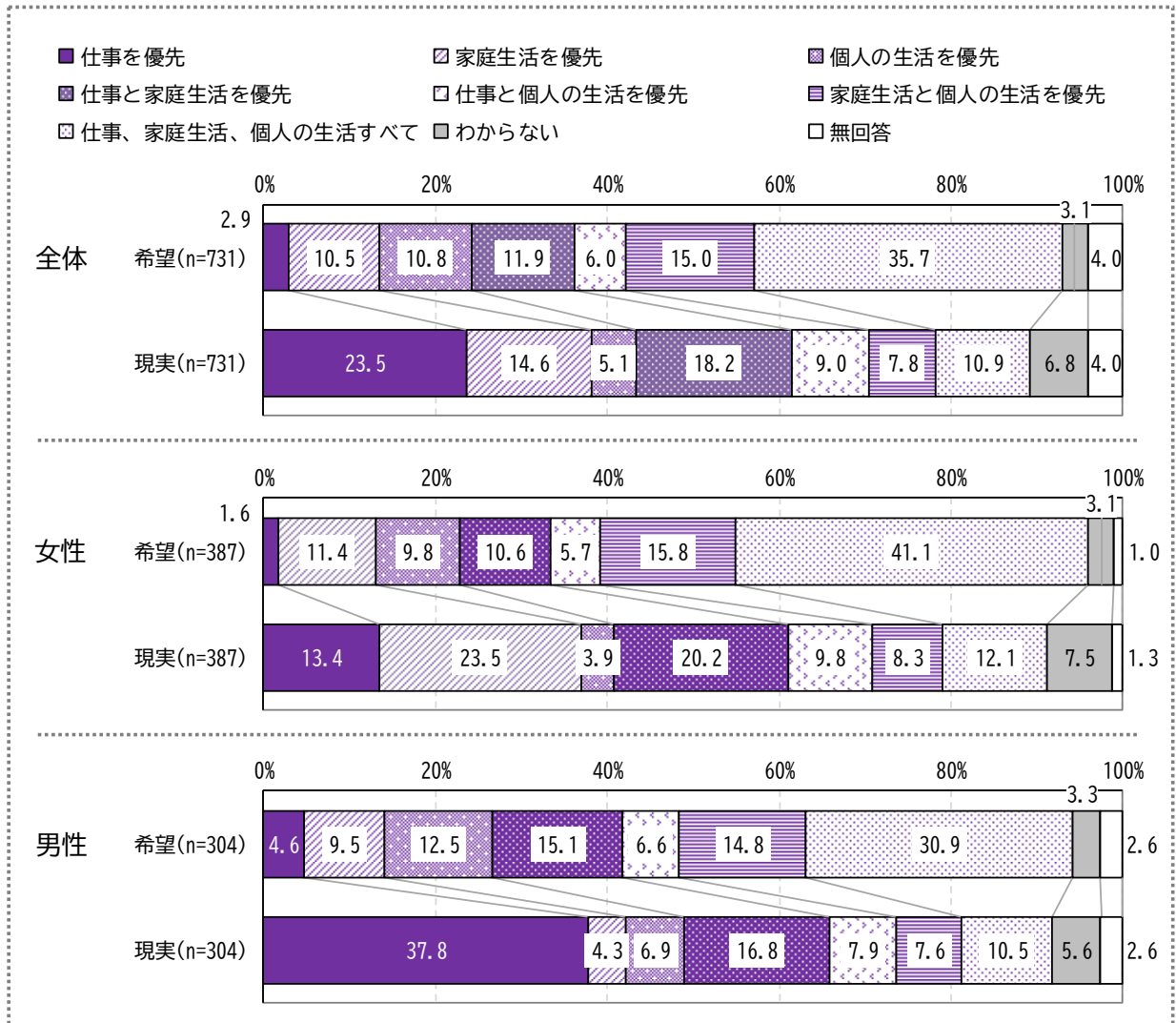
#### 台東区ワーク・ライフ・バランス認定企業ロゴマーク



台東区では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業等を「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取組を応援しています。

認定企業には、中小企業融資のあっせんにおける優遇措置や、認定ロゴマークを名刺や封筒、ホームページ等に使用できるなど、様々なメリットがあります。

### 仕事と生活の調和の希望と現実(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

区民や区内事業者に対して、講座の開催やパンフレット等による情報提供を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や、関係する法律や制度の周知を行います。

また、体験型の講座を実施することで、男性の家事や育児・介護への意識を高めます。

### ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援

「認定ロゴマーク」の活用による企業イメージの向上や、融資あっせんなど、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に対する支援を実施します。

また、国や都が実施している助成制度、融資制度など、ワーク・ライフ・バランスを進めるために活用できる制度を紹介します。

### ③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

企業向けセミナーや広報誌、パンフレットなどを通じて、仕事と子育ての両立のための取組や、育児・介護休業制度に関する周知・啓発を図ります。

また、職場における人間関係やハラスメントの被害に悩む人への相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

## 取組の方向性① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

事業番号	4（再掲）
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	5（再掲）
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	32
計画事業	ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進
事業内容	ワーク・ライフ・バランスに関する理解を促進するため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度等について、パンフレット、リーフレット、広報誌等を通じて情報を提供します。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

事業番号	33
計画事業	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座
事業内容	関係する法律や制度、仕事や家事を効率化するポイントなどを紹介する講座等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、産業振興課

## 取組の方向性② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援

事業番号	34
計画事業	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定
事業内容	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む区内中小企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、融資のあっせんや、区の広報・パンフレットによる認定企業の紹介を行うなど、その取組を支援します。
所管課	人権・多様性推進課、産業振興課

事業番号	35
計画事業	企業における両立支援事業の紹介
事業内容	企業のワーク・ライフ・バランスを推進するために、「両立支援等助成金」など、国・東京都の支援事業を紹介していきます。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課



事業番号	36
計画事業	企業への育児・介護休業制度の普及促進
事業内容	広報誌やパンフレット等を通じて、育児・介護休業制度の情報提供を行います。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

### 取組の方向性③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

事業番号	36 (再掲)
計画事業	企業への育児・介護休業制度の普及促進
事業内容	45 ページ参照

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

## 施策（6）子育て世代・介護者への支援

### ●現状と課題

子どもを産み育てたいと望む人々が不安や孤立感を抱えずに、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を整備することは、あらゆる分野への女性の参画や、職業生活における女性の活躍推進にも欠かせないものです。

妊娠・出産時から子どもの成長段階に応じた継続的な支援、多様な要望に応じることのできる子育て支援のサービスや保育サービスの充実、子育て世代の居場所やネットワークづくりの支援が求められています。

また、貧困等の生活上の困難によって、子どもに十分な教育機会が与えられないことなどにより、貧困等の世代間連鎖が危惧されており、子どもの貧困対策も含めたひとり親家庭への支援を充実させる必要があります。

さらに、介護者への支援も不可欠です。介護保険は、たとえ介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、介護を必要とする方やその家族に対する不安や負担を軽減し、社会全体で支え合う制度として運営されています。しかし、現実には、介護の多くは女性を中心に家族が担う実態があり、育児と介護という複数のケアが同時に生じている場合や、若年層が家族のケアを行うヤングケアラーの問題も顕在化しています。

また、介護による負担などに起因するとみられる家庭内での高齢者虐待も社会問題化しているなど、介護に係る問題への対処は、女性にとっても、男性にとっても、緊急かつ重要な課題となっています。

介護のために短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方を希望する男女は多いものの、令和4年の介護離職者は年間10万人以上にのぼり、依然として女性にも男性にも介護と家庭や仕事との両立が難しい状況にあります。介護者の負担の軽減や、介護サービスの充実、介護者同士が集まることのできる場所やネットワークづくりの支援など、介護と家庭や仕事の両立が可能な社会の実現に向け、介護者への支援を充実していく必要があります。

## ●取組の方向性

### ① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応えるために、ショートステイ、病児保育、いっとき保育など、安心して子育てできる環境を整備します。

### ② 子育てに関する支援者の育成

家庭教育支援者を育成するための養成講座を実施することにより、子育てに関する情報の共有、身近で困っている保護者への声かけ、行政機関の支援に繋ぐなど、地域における共助を促進します。

### ③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援

体験型の講座や、子供といっしょに参加できる講座の場を通じて、子育て世代の交流促進を図るとともに、ファミリー・サポート・センターなど、地域で支える仕組みづくりを促進します。

### ④ ひとり親家庭等への支援

高等学校進学等の支援など、ひとり親家庭への経済的負担の軽減を図るとともに、ホームヘルパーの派遣など、生活上の援助を行います。

また、離婚によるひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、安定した生活を支援するため、養育費の受け取りに関する各種支援を行います。

### ⑤ 介護者への支援

介護サービスや、介護者への支援の充実に取り組むことで、介護者の負担軽減を図るとともに、区職員や関係機関向けの研修及び講演会等を行い、ヤングケアラーに関する周知啓発を図ります。

### ⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援

男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座等の場を通じ、保護者や介護者の交流促進と居場所づくりを支援します。

## 取組の方向性① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

事業番号	4 (再掲)
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	37
計画事業	保育・子育て支援サービス
事業内容	多様な保育ニーズに応えるため、ショートステイなどの一時保育や病児・病後児保育、保護者のリフレッシュ等にも利用できるいっとき保育など、安心して子育てできる環境を整備します。 また、ファミリー・サポート・センターなど、子供を地域で支える仕組みや子育て世代の精神的な不安や負担を軽減し、気軽に相談できる場の充実を図ります。
所管課	子ども家庭支援センター、児童保育課

事業番号	38
計画事業	保育提供体制の整備
事業内容	保育所待機児童ゼロを維持するとともに、就学前人口の動向や保護者の就労状況等により変化する保育ニーズに対応していくため、適切な保育提供体制を整備します。
所管課	児童保育課

事業番号	39
計画事業	障害児の保育・通学支援
事業内容	障害のある子供を養育している家庭に対して、こどもクラブにおける高学年障害児保育やガイドヘルパーによる通学支援などを行います。
所管課	障害福祉課、児童保育課

事業番号	40
計画事業	子育て支援に関する情報提供
事業内容	子育てに役立つサービスやイベント等の情報を、区のホームページや子育てハンドブック、子育てメールマガジン等で提供します。 また、ハローベビー学級や家庭教育学級などの学習の機会を通じて、子育て世代の交流促進やネットワークづくりを支援します。
所管課	子育て・若者支援課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、生涯学習課

事業番号	41
計画事業	子育て相談
事業内容	子ども家庭支援センターや保健所等において、子育てに関する様々な相談を受け付け、関係機関との連携や調整等を行いながら、問題の解決に努めます。
所管課	くらしの相談課、子ども家庭支援センター、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健サービス課、児童保育課、教育支援館

事業番号	60 (再掲)
計画事業	児童虐待防止に関する取組
事業内容	56 ページ参照

### 取組の方向性② 子育てに関する支援者の育成

事業番号	42
計画事業	家庭教育支援者養成
事業内容	「共助」の立場で、子育て中の保護者に対する子育て支援関連の情報提供、身近で困っている保護者への声かけ、必要に応じた行政機関等への橋渡しなどの役割を担う「家庭教育支援者」を育成するため、養成講座を実施します。
所管課	生涯学習課

### 取組の方向性③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援

事業番号	4 (再掲)
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	11 (再掲)
計画事業	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進
事業内容	27 ページ参照

事業番号	37 (再掲)
計画事業	保育・子育て支援サービス
事業内容	48 ページ参照

事業番号	40 (再掲)
計画事業	子育て支援に関する情報提供
事業内容	48 ページ参照

事業番号	43
計画事業	おやこサポート・ネットワーク
事業内容	区、医療機関、地域等の関係機関が連携し、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感を解消します。
所管課	保健サービス課

事業番号	109 (再掲)
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

#### 取組の方向性④ ひとり親家庭等への支援

事業番号	43 (再掲)
計画事業	おやこサポート・ネットワーク
事業内容	49 ページ参照

事業番号	44
計画事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減
事業内容	児童扶養手当のほか、児童育成手当や医療費助成、福祉資金貸付等により、ひとり親家庭への経済的な負担の軽減を図ります。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	45
計画事業	高等学校進学等支援
事業内容	児童扶養手当受給者又はその児童に対して、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給します。また、経済的事由により児童を高等学校などに進学させることが困難な保護者に対し、高等学校などにおける教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	46
計画事業	ひとり親家庭ホームヘルプサービス
事業内容	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、必要な援助を行います。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	47
計画事業	母子生活支援施設の運営
事業内容	生活上の問題を抱える母子に対して、居室の提供及び母子指導員による生活援助を行います。また、抱えている諸問題の解決を図り、自立に向けた支援を行います。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	48
計画事業	【新規】養育費受け取り支援
事業内容	離婚によるひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、安定した生活を支援するため、養育費に関する意識啓発、相談支援、公正証書作成等手数料補助、ADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続) 利用補助を行います。
所管課	子育て・若者支援課

## 取組の方向性⑤ 介護者への支援

事業番号	49
計画事業	介護サービスの充実と質の向上
事業内容	高齢者や障害者が安心して日常生活を送るとともに、家族の介護負担を軽減するため、介護サービスの充実と質の向上に取り組めます。
所管課	高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、保健予防課

事業番号	94 (再掲)
計画事業	【新規】ヤングケアラー支援
事業内容	75ページ参照

## 取組の方向性⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援

事業番号	4 (再掲)
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	5 (再掲)
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

## 施策（7）配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

## ●現状と課題

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む人権を著しく侵害する行為であり、男女平等参画社会の実現を阻害するものです。DV は深刻な社会問題となっており、DV 被害者のみならず、児童虐待が重複して発生している可能性も考慮しながら、安全確保に資する対応を最優先しつつ、適切に対応していくことが求められています。また、DV は異性間のみならず同性間のパートナーシップでも起こりうる問題であり、このことについても対応が必要です。

区民意識調査によれば、DV の被害を受けた経験のある人は、21.2%と、前回調査より 6.3 ポイント減少しているものの、依然として 2 割を超える人が被害経験があると回答しています。

DV を防止するための意識啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関との連携体制を強化することにより、被害者の早期発見や、被害者の保護から生活再建までの各段階にわたる切れ目のない支援を行う必要があります。

また、恋人や交際相手に対する暴力（デート DV）は人権侵害であるという認識を、学校教育の段階から、様々な機会を捉えて広めていく必要があります。

## MEMO

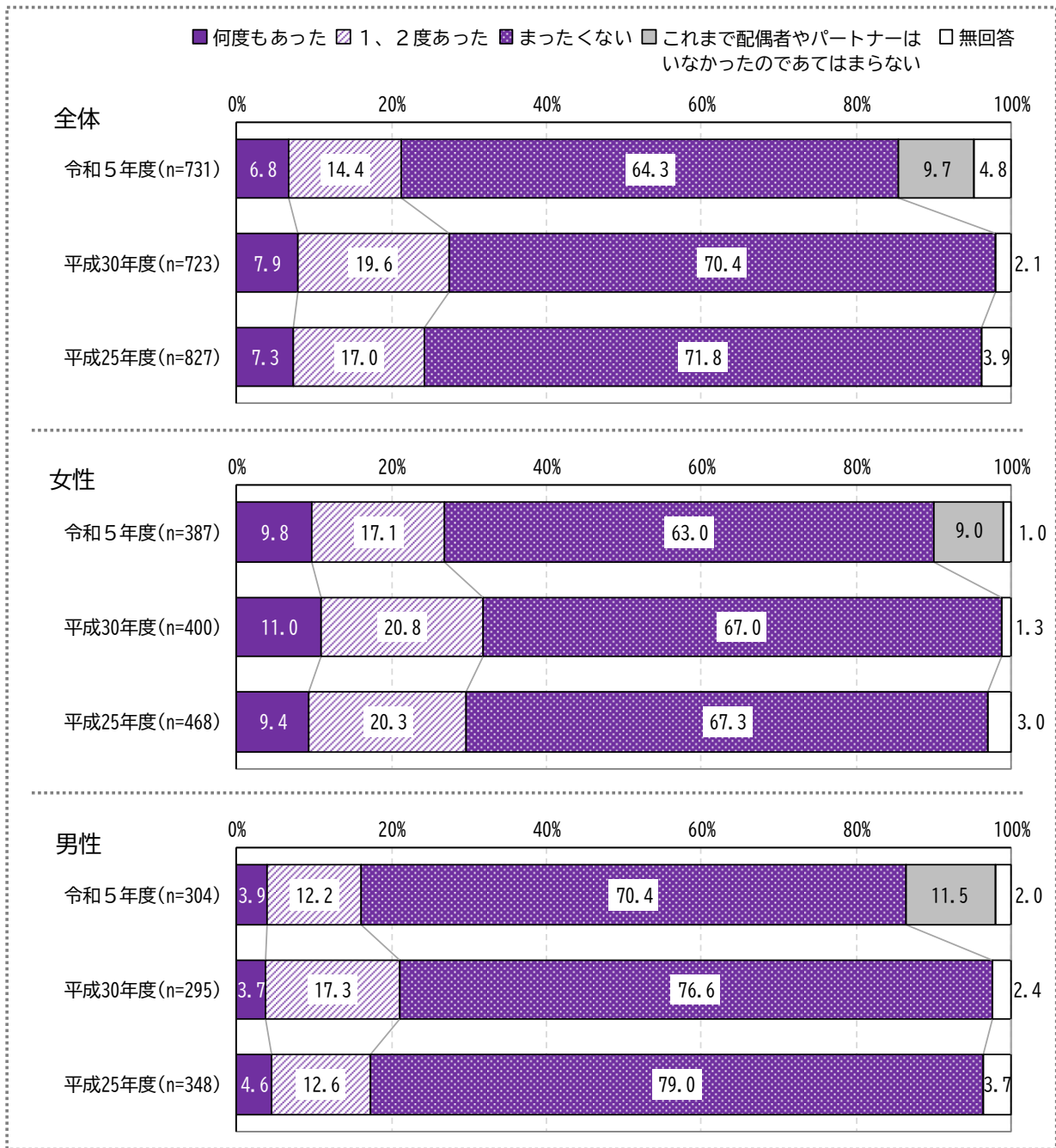
## 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害経験(経年比較・性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① DV 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターを中心として総合的な支援を行うとともに、児童虐待との関連性を含めた被害者の早期発見のため、関係機関との情報共有を図ります。

### ② DV 被害者の安全の確保と自立支援

緊急の保護を要する被害者に対し、一時保護を実施するとともに、就業、住居等を含めた日常生活の再建、心理的な被害から回復するためのサポートを実施します。

### ③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組

相談案内カード、パンフレット、パネル展など、あらゆる機会を捉えて配偶者等からの暴力防止に向けた周知・啓発を図ります。

また、被害者の孤立を防止し、早期に相談機関に繋げるため、支援者を対象とした研修、講座を実施します。

## 取組の方向性① DV相談業務の充実と関係機関との連携

事業番号	50
計画事業	配偶者暴力相談支援センターの運営
事業内容	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVの被害者への支援や相談体制の充実を図り、相談を受けてから被害者が自立するまでを総合的に支援します。また、児童虐待とDVが重複して発生していることを踏まえ、子供の安全確保を最優先するため、関係機関との連携を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	51
計画事業	女性相談における庁内連携
事業内容	女性相談、区民相談、高齢者総合相談、障害者に関する相談、健康に関する相談、子供に関する相談など各課で実施している相談事業と連携を図り、被害者が相談しやすい環境の整備及び被害者の早期発見、被害の防止に努めます。
所管課	人権・多様性推進課、くらしの相談課、子育て・若者支援課、子ども家庭支援センター、高齢福祉課、障害福祉課、保護課、保健予防課、保健サービス課、児童保育課

事業番号	52
計画事業	相談員の能力向上
事業内容	多様化、複雑化する相談内容に適切に対応するため、相談にあたる職員の見識と能力の向上を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② DV被害者の安全の確保と自立支援

事業番号	53
計画事業	被害者に対する安全の確保
事業内容	緊急の保護を要する被害者に対し、緊急一時保護を実施します。被害者を安全に保護し、関係機関と連携を図り、緊急時に対応できるよう支援に努めます。 また、住民票の写し等の閲覧・交付を制限することで、被害者の安全の確保に努めます。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	54
計画事業	被害者の自立のための支援
事業内容	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携を図りながら、被害者の自立を支援します。また、こころとからだのケアに関する情報などを提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	55
計画事業	被害者支援に関するマニュアルの活用
事業内容	職員向けマニュアルを活用し、被害者支援に関する情報の共有や、適切な支援を行います。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	56
計画事業	被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化
事業内容	被害者支援を総合的に推進するため、連携会議の開催や情報交換を行うなど、庁内関係各課及び警察等の関係機関との緊密な連携を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、庁内連携会議関係各課

事業番号	57
計画事業	職員に対する DV 被害者の支援に関する研修
事業内容	配偶者暴力の特性や被害者の立場を理解し、適切に対応するため、職員への研修の充実を図ります。
所管課	人事課、人権・多様性推進課

### 取組の方向性③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組

事業番号	58
計画事業	配偶者等からの暴力（デート DV を含む）に関する情報の収集と提供
事業内容	配偶者等からの暴力防止のため、啓発冊子や DV 相談案内カードの作成・配布等により、情報提供や相談窓口の周知を行います。 また、広報やパネル展、関連図書の展示などによる情報提供や啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	59
計画事業	配偶者等からの暴力（デート DV を含む）に関する講座の実施
事業内容	DV 被害者や支援者を対象とした講座を実施し、配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	60
計画事業	児童虐待防止に関する取組
事業内容	児童虐待防止と早期発見のため、関係機関と情報を共有し、それぞれの役割分担を確認しながら、問題への早期対応、解決を図るため「要保護児童支援ネットワーク」を充実します。また、地域住民に虐待防止に対する知識と理解を促進するための啓発活動を積極的に行います。
所管課	子ども家庭支援センター、指導課、ネットワーク関係各課

## 施策（8）あらゆる暴力の防止への取組

### ●現状と課題

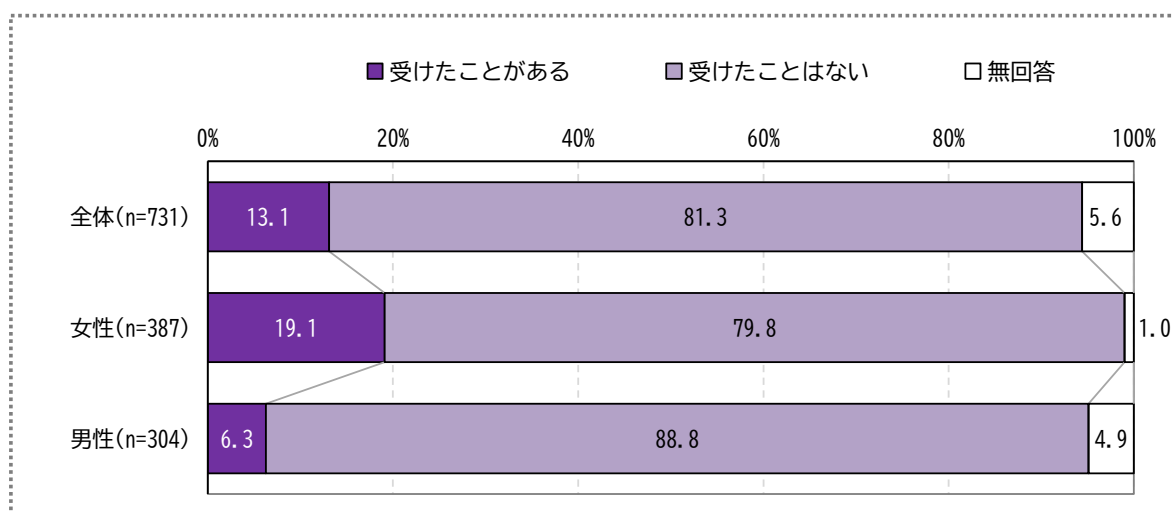
ハラスメントやストーカー行為、性暴力は、重大な人権侵害であり、人権を保障し、男女平等参画社会の実現を図るためには、あらゆる暴力を防止するとともに、被害者を保護するための施策を講じる必要があります。

ハラスメントは、身体的、精神的、性的、経済的損害を引き起こす許容できない行為や慣行であり、決して許されるものではありません。ジェンダー平等の視点からも、男女平等参画社会の形成を大きく阻害する要因であるハラスメントの防止を徹底するため、法制度の周知を進めるとともに、法制度が適切に運用されるよう、事業者等に働きかけていくことが重要です。

ストーカー行為は、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為です。ストーカー行為が重大な人権侵害であるとの認識を社会に広めていくとともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための方法についての周知や、被害者を支援する体制を整備していくことが必要です。

性暴力は重大な犯罪行為であり、被害者は身体的、精神的な苦痛を受けるだけでなく、第三者の心ない発言等による新たな被害（二次被害）を受ける場合があります。引き続き、性暴力の被害の防止に向けた取組を進めるとともに、女性の人権を尊重した表現や情報発信を推進するためには、ジェンダーの視点に立ち、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断し、適切に発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させる取組が重要です。

セクシュアル・ハラスメントの被害経験(性別)



「男女平等に関する台東区民意調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① ハラスメント防止のための取組

研修、講座、パンフレット、パネル展などを通じて、ハラスメントの防止を呼び掛けるとともに、ハラスメントの被害に悩む人への相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスをを行います。

### ② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携

ストーカー行為は、重大な人権侵害であることを呼び掛けるとともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための方法の周知や、被害者支援の体制整備を図ります。

また、弁護士相談などを活用することで、問題解決に向けたアドバイスをを行います。

### ③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供

パネル展、ポスター、リーフレット、SNS など、あらゆる広報媒体を活用して、性暴力等の防止を呼び掛けるとともに、被害にあわないようにスマートフォンやSNS等の適切な使用方法の周知・啓発を図ります。

## 取組の方向性① ハラスメント防止のための取組

事業番号	61
計画事業	ハラスメント防止のための意識啓発と情報提供
事業内容	情報誌などを通じ、各種ハラスメント防止のための意識啓発を行います。 また、関係する図書やリーフレットなどを収集し、提供することで、理解の普及に努めます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	62
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	各種ハラスメントに対する正しい認識と対応を学ぶための研修や講座を実施します。区内企業に対しては、ハローワーク等と連携を図り、効果的に研修を実施します。 また、職員や教職員に対しても、ハラスメントの防止を図る研修等を実施します。
所管課	人事課、人権・多様性推進課、指導課

事業番号	107（再掲）
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

## 取組の方向性② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携

事業番号	63
計画事業	ストーカー行為等を防止するための意識啓発と情報提供
事業内容	ストーカー行為などに関する図書やリーフレットなど、情報を収集し提供することで、理解の促進と意識啓発に努めます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	64
計画事業	ストーカー行為等の防止に関する研修・講座
事業内容	ストーカー行為、人身取引などは、人権を侵害する深刻な行為であるという理解の普及とそれらの行為の防止を図るため、研修や講座を実施します。 また、職員や教職員に対しても、周知徹底を図るための研修等を実施します。
所管課	人事課、人権・多様性推進課、指導課

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
計画事業	82 ページ参照

### 取組の方向性③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供

事業番号	3 (再掲)
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	25 ページ参照

事業番号	65
計画事業	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組
事業内容	児童・生徒及びその保護者を対象に「台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール」についての啓発資料を配布し、スマートフォンやSNS等の適切な使用について周知を図ります。また、セーフティ教室において、児童・生徒の非行や犯罪被害を防止するための取組を実施します。
所管課	指導課

事業番号	77 (再掲)
計画事業	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発
事業内容	69 ページ参照

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照



## 施策（9）生涯を通じた男女の健康支援

### ●現状と課題

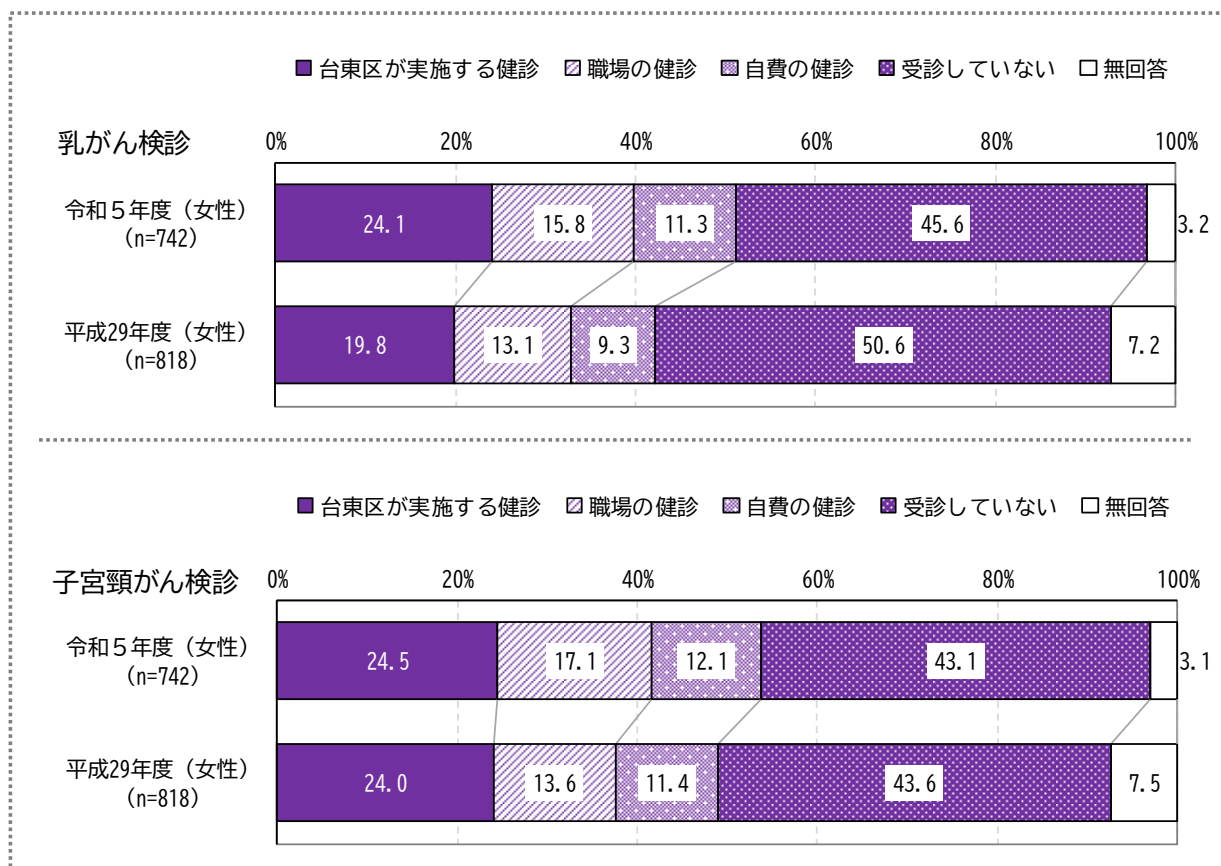
生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、すべての人々の願いであり、男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理ができるように、性差や年代に応じた健康の維持・向上に関する施策を充実する必要があります。

特に、女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病など、生涯のライフステージごとに様々な健康上の課題に直面する可能性があることから、性と生殖に関する健康管理や決定は、自らが行う権利があるというセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立つことが重要です。

また、非正規雇用労働者や就労せずに家事を担う女性などは、定期健診の受診率が低いことから、受診率向上に向けた取組や、健康に関する情報提供を積極的に行っていく必要があります。予防のための健康診断や病気の場合に適切な治療を受けるためには、周囲の声かけも有効であり、生涯を通じた健康づくりのためには、地域をあげて取り組んでいくことも大切です。

加えて、男女がともに自分や周囲の人の身体を大切に扱うことができるよう、成長過程に応じた性に関する理解の促進を図ることが重要です。

乳がん・子宮頸がん検診の受診状況\*の推移(経年比較)



※ 過去2年間における受診状況

「健康づくりと医療に関する区民意識調査」令和6年3月

## ●取組の方向性

### ① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実

女性医師による健康相談、乳がん・子宮頸がんに関する講座などを通じて、生涯のライフステージごとに直面する健康課題に対応するとともに、心身両面の健康づくりを支援します。

また、感染症予防に関する講演会や、様々な媒体による情報提供を実施します。

### ② 生涯を通じた健康づくりの推進

各種検診の実施、受診後の健康改善に向けた指導、健康に対する正しい知識や意識を高めてもらうための学習会、講習、講演会などの様々な方法により、生涯を通じた健康づくりを支援します。

### ③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進

自分や周囲の人の身体を大切に扱うことができるよう、成長過程に応じた性に関する理解の促進を図ります。

## 取組の方向性① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実

事業番号	66
計画事業	女性のトータルヘルスサポート
事業内容	女性は年齢により特有の身体的特徴を有することで、生涯のライフステージごとに様々な健康課題に直面することから、女性医師による健康相談や、乳がん・子宮頸がんなどに関する健康講座を実施することで心身両面の健康づくりを支援します。 また、HPVワクチン接種の勧奨等も実施します。
所管課	保健予防課、保健サービス課

事業番号	67
計画事業	出産・育児準備期の健康支援
事業内容	妊婦とその配偶者を対象に、安心して出産、育児を行うための知識の習得や仲間づくりのための交流を目的とした、ハローベビー学級を開催します。
所管課	保健サービス課

事業番号	72 (再掲)
計画事業	健康相談の実施
事業内容	64 ページ参照

## 取組の方向性② 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	66 (再掲)
計画事業	女性のトータルヘルスサポート
事業内容	63 ページ参照

事業番号	68
計画事業	性感染症予防及び正しい知識の普及啓発
事業内容	中高生を含め、エイズ等の感染症予防に関する講演会や情報提供を行い、正しい知識の普及を図ります。また、男女ともにHPVワクチン接種の勧奨等を実施します。
所管課	保健予防課

事業番号	69
計画事業	各種健診及び指導
事業内容	各種健康診断や保健指導を実施し、区民自らが健康状態を定期的・継続的に確認することで、健康に対する意識向上や、生活習慣病等の予防・早期発見につなげます。
所管課	保健サービス課

事業番号	70
計画事業	高齢者の健康づくりへの支援
事業内容	高齢者がいきいきとした生活を送れるように、健康づくりや介護予防を目的とした取組を行うとともに、気軽にスポーツに参加できる機会等を提供していきます。
所管課	高齢福祉課、健康課、生涯学習課、スポーツ振興課

事業番号	71
計画事業	こころとからだの健康学習の推進
事業内容	健康に対する正しい知識や意識を高めってもらうため、こころとからだの健康に関する学習会・講習・講演会等を行い、多くの区民に健康について学ぶ機会を提供します。
所管課	健康課、保健サービス課

事業番号	72
計画事業	健康相談の実施
事業内容	健康相談や栄養相談など、区民のこころとからだに対するきめ細かい相談を行います。
所管課	保健サービス課

事業番号	73
計画事業	精神保健福祉相談
事業内容	「こころの健康」についての正しい知識と情報の普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに適切な相談窓口を広く周知します。
所管課	保健予防課

事業番号	84 (再掲)
計画事業	障害者相談支援
事業内容	71 ページ参照

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

### 取組の方向性③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進

事業番号	74
計画事業	性及び自己の尊重のための教育
事業内容	すべての児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき発達段階に応じ、必要な知識を理解させるとともに、人権尊重の精神に基づき男女が互いに尊重し合える教育を行います。
所管課	指導課

## 施策（10）困難を抱える方への支援の充実

### ●現状と課題

令和4年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）が可決・成立し、令和6年4月から施行されました。この法律では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。また、支援対象者の多くが精神や身体等を傷つけられていることも踏まえつつ、本人が自らの意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行うことが必要であるとしています。女性が、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、男女平等参画の視点に立った支援を進めていく必要があります。

また、経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題です。そのため、女性への寄り添った相談支援の一環としての支援も求められています。

加えて、近年、若年層の女性が「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的搾取の被害に遭う問題や、若年女性がホストクラブをきっかけに売掛金を背負い、売春を強要させられる被害などが発生しています。特に、スマートフォン、SNS等の急速な普及を背景に、性犯罪の被害に遭うケースが増加しており、若年層の女性に対する性暴力の問題は深刻化しています。若年層の性的搾取の防止に向けて、インターネットやSNSなどを手段とする犯罪の実態やそれらから身を守る方法に関する知識の普及を進めるとともに、被害者に対する相談だけでなく、関係機関や民間支援団体などとも連携した支援体制の整備が求められます。

区では、女性相談支援員を配置しており、仕事や生活のこと、家族やパートナーとの人間関係など、女性が抱える様々な悩みについて幅広く相談に応じています。相談内容で最も多いのは、「経済関係」で、「配偶者等との関係」、「医療（健康）関係」などが続きます。相談者の年代としては、60代以上の割合が最も高く、次いで、50代、20代、30代、40代と続きます。（次ページの表、グラフ参照）

誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためには、高齢であることや障害があることなどにより社会的な困難を抱える人々への支援の充実も不可欠です。高齢者、特に単身の女性は、高齢期に達するまでの働き方や雇用における男女間格差等の影響により経済的に困難な状況に陥りやすく、また、男性については、地域社会とのつながりに乏しく孤立しやすいといった問題があります。こうした問題は、寿命の伸長や高齢化の進展に伴い、男女共に一層深刻になることが予想されます。高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、日常生活のサポートや社会・地域活動への参加の促進等の孤立防止のための支援が必要です。

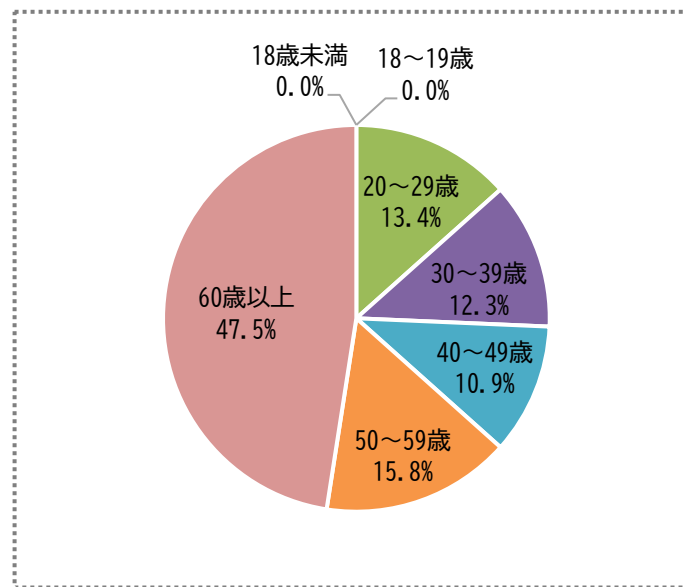
また、障害者が、社会の一員として、自らの選択により様々な社会活動に参加でき、自己実現を図ることができるよう、年齢、性別、障害の種類や程度にかかわらず、就業や学習、地域活動などに参画できる機会を拡充することも求められます。

こうした困難を抱える人々にとっては、個人の力だけで問題を解決することは難しいのが現状であり、行政による公助に加え、地域社会による共助により共に支えあう必要があります。

女性相談支援員が受け付けた相談の内容(令和5年度)

相談内容	割合
経済関係	82.4%
配偶者等との関係	4.6%
医療（健康）関係	4.0%
親族関係	2.1%
住宅関係	1.7%
施設入所	1.0%
帰来先なし	0.8%
ストーカー被害等	0.8%
職場近隣関係	0.6%
売春防止法第5条違反	0.4%
その他	1.7%
合計	100%

女性相談支援員が受け付けた相談者 年齢別内訳(令和5年度)



※女性相談支援員は、福祉部保護課に配置しており、生活保護面接相談員と母子・父子自立支援員を兼務

出典：台東区資料

## ●取組の方向性

### ① 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、関係機関や民間団体等の関係者により構成される支援調整会議を設置するとともに、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。

### ② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発

パネル展、ポスター、リーフレット、SNS など、あらゆる広報媒体を活用して、性暴力等の防止を呼び掛けるとともに、被害にあわないようにスマートフォンやSNS等の適切な使用方法の周知・啓発を図ります。

### ③ 高齢者への支援

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、講座などを通じて社会・地域活動への参加の促進や健康づくりを支援します。また、日常生活を送るうえでの必要な支援を行います。

### ④ 障害者への支援

障害者が、自らの選択により就業や学習、地域活動などに参画できるようにするための支援や環境の整備を行います。

## 取組の方向性① 困難な問題を抱える女性への支援

事業番号	51 (再掲)
計画事業	女性相談における庁内連携
事業内容	55 ページ参照

事業番号	52 (再掲)
計画事業	相談員の能力向上
事業内容	55 ページ参照

事業番号	75
計画事業	【新規】支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体、その他の関係者により構成される支援調整会議を設置します。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	76
計画事業	【新規】女性相談支援員の増員
事業内容	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う女性相談支援員を増員します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	111 (再掲)
計画事業	企業や NPO 等市民活動団体との連携
事業内容	85 ページ参照



## 取組の方向性② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発

事業番号	3 (再掲)
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	25 ページ参照

事業番号	65 (再掲)
計画事業	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組
事業内容	60 ページ参照

事業番号	77
計画事業	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発
事業内容	JK ビジネスや AV 出演強要問題、レイプドラッグなど、若年層に対する性的搾取の防止について、パネル展、ポスター、リーフレット、SNS など、あらゆる広報媒体を活用した啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

## 取組の方向性③ 高齢者への支援

事業番号	5 (再掲)
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	17 (再掲)
計画事業	シニア世代の地域活動支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	19 (再掲)
計画事業	いきがづくりと社会参加への支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	70 (再掲)
計画事業	高齢者の健康づくりへの支援
事業内容	64 ページ参照

事業番号	78
計画事業	ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯への支援
事業内容	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が安心して暮らせるよう、地域見守りネットワーク、高齢者緊急通報システム等を通じて支援します。
所管課	高齢福祉課

事業番号	79
計画事業	高齢者の生活支援体制整備
事業内容	高齢者が日常生活を送るうえで必要な支援について、地域のニーズと地域資源のマッチングを行うコーディネーターの配置や協議会の設置により、支援体制の充実やその担い手となる高齢者の社会参加を促進します。
所管課	高齢福祉課

事業番号	80
計画事業	高齢者の総合的相談
事業内容	高齢者やその家族からのあらゆる相談に対して、各課で実施している相談事業とも連携をとりながら対応にあたり、問題の解決に努めます。
所管課	くらしの相談課、高齢福祉課、介護保険課、保健サービス課

事業番号	81
計画事業	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
事業内容	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、道路やトイレ等の環境整備を進めるとともに、バリアフリー化の推進を図ります。 また、高齢者・障害者疑似体験や講習会などにより、心のバリアフリーの普及・啓発を行います。
所管課	施設課、福祉課、障害福祉課、都市計画課、土木課、公園課

事業番号	82
計画事業	高齢者虐待防止に関する取組
事業内容	セミナーの実施や、関係機関向けに高齢者虐待防止マニュアルを配布するなど、高齢者虐待防止に関する啓発に努めます。 また、虐待防止連絡会や個別ケース会議を通じて、関係機関との連携体制を充実させるとともに、地域のネットワークを推進し、虐待防止に向けた対応を行っていきます。
所管課	高齢福祉課

事業番号	83
計画事業	【新規】成年後見制度における中核機関の整備
事業内容	地域の権利擁護機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を果たすことで、地域連携ネットワークの中核を担う機関を形成し、成年後見制度の利用者と後見人等のサポートを行います。
所管課	福祉課

## 取組の方向性④ 障害者への支援

事業番号	19 (再掲)
計画事業	いきがづくりと社会参加への支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	30 (再掲)
計画事業	障害者の就労支援
事業内容	40 ページ参照

事業番号	39 (再掲)
計画事業	障害児の保育・通学支援
事業内容	48 ページ参照

事業番号	41 (再掲)
計画事業	子育て相談
事業内容	48 ページ参照

事業番号	49 (再掲)
計画事業	介護サービスの充実と質の向上
事業内容	51 ページ参照

事業番号	81 (再掲)
計画事業	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
事業内容	70 ページ参照

事業番号	83 (再掲)
計画事業	【新規】成年後見制度における中核機関の整備
事業内容	70 ページ参照

事業番号	84
計画事業	障害者相談支援
事業内容	地域の中で自立した生活を送り続けられるよう、相談体制の充実を図ります。
所管課	障害福祉課、保健予防課

事業番号	85
計画事業	障害者虐待防止に関する取組
事業内容	障害者虐待防止センターを中心として、関係機関が緊密に連携しながら、障害者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応の取組を推進するとともに、虐待防止に関する啓発を行います。
所管課	障害福祉課、保健予防課

## 施策（11）誰もが自分らしく生きられる社会の実現

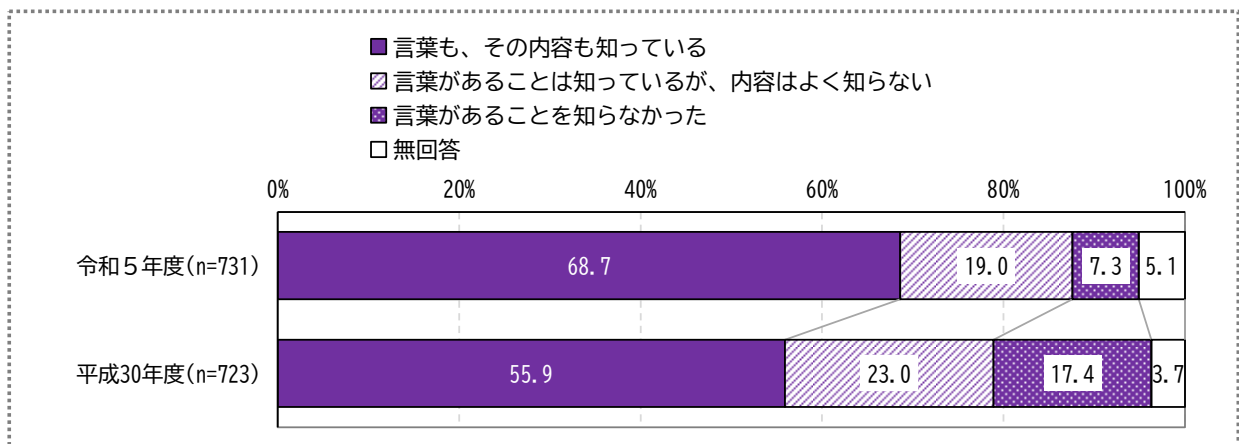
### ●現状と課題

男女平等に関する台東区民意識調査によると、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の言葉や内容を理解していると答えた人は全体で 68.7%と以前より増加しており、言葉の認知度は進んでいます。しかし、「セクシュアル・マイノリティの方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うか」の質問には「思う」「どちらかといえば思う」と答えた人は全体の 79.9%と、認知はされていても、対策が進んでいない状況が浮き彫りになっています。性的指向や性自認は人それぞれ多様であり、尊重されるべきであるということについての理解を促進するとともに、悩みや困難を抱える方への相談体制の整備が必要です。

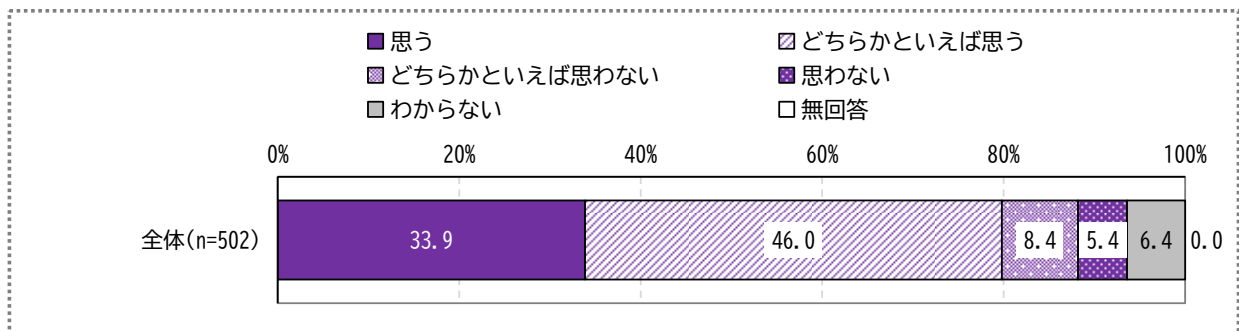
また、新型コロナウイルス感染症による入国規制が緩和されたことにより、新規入国し、日本で暮らす外国人も増加傾向にあります。国は多様な業種での人材確保が困難となる中、法改正を進め外国人材の受入れを推進しています。日本語の理解が十分ではない外国人が、日常生活で生じる様々な問題について相談でき、地域社会の構成員として日本人と同様に行政サービスを受用することができるよう、環境を整えていく必要があります。

更に、令和5年に実施した「台東区ヤングケアラーに関する実態調査」によると、中学生、高校生相当年齢の人のうち、ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した割合は1.7%（42人）となっています。家族の世話をを行っている人に限定すると、7.3%（24人）となっており、台東区内にもヤングケアラーであると思われる子供がいることがうかがえ、この問題についても対応が求められています。

「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)」の言葉や内容の認知度



「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)」にとって生活しづらい社会だと思うか



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

研修、講座、パンフレットなど、あらゆる機会を捉えて、多様な性のあり方に関する理解の促進を図るとともに、性的指向・性自認に関する悩みを抱える方への相談を実施し、解決に向けたアドバイスを行います。

また、同性とパートナー関係であることにより直面する困難など、性的指向・性自認を理由とする社会的な困難を解消するための支援について検討します。

### ② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実

「やさしい日本語」の普及・啓発や、多言語による情報提供、日本語学習の支援、交流事業等を実施するとともに、日本語の理解が十分でない子供や保護者を支援するため、通訳者の派遣や講師による日本語の指導を行います。

また、言語や文化、生活習慣の違いを相互に理解・尊重しあい、誰もが社会の構成員として活躍できる「多文化共生の地域社会」を実現するため「多文化共生推進プラン」に基づき取組を進めます。

### ③ ヤングケアラー問題への対応

発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーについて、広く周知を図るとともに、ヤングケアラーやその家族からの相談に対応し、支援を行います。

## 取組の方向性① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

事業番号	86
計画事業	性の多様性に関する理解の促進
事業内容	イベント、講座、広報媒体など、様々な機会を捉えて、多様な性の在り方への理解を深めるための啓発活動を推進します。また、職員や教職員に対しても、研修などを通じて、理解の促進を図ります。
所管課	人事課、人権・多様性推進課、指導課

事業番号	87
計画事業	性的指向・性自認に関する相談事業の実施
事業内容	「こころと生きかたなんでも相談」や「教育相談」において、性的指向・性自認の悩みなどに関する相談事業を実施します。
所管課	人権・多様性推進課、教育支援館

事業番号	88
計画事業	性的指向・性自認を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組
事業内容	同性とパートナー関係であることにより直面する困難など、性的指向・性自認を理由とする社会的な困難を解消するため、民間支援団体と連携を図りながら、必要な支援について検討します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	89
計画事業	【新規】「性の多様性に関するガイドライン」策定
事業内容	職員向けに性の多様性に関するガイドラインを作成します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	90
計画事業	【新規】交流の場・機会の提供（試行）
事業内容	性的マイノリティの当事者や当事者を応援したい方などが気軽に語り合える場・機会を提供するイベントを実施します。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実

事業番号	91
計画事業	在住外国人支援
事業内容	外国人に伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発や、行政・生活に関する情報の多言語による提供のほか、外国人への日本語学習を支援します。 また、外国人と日本人との交流事業の実施や、日本での生活に関する相談窓口を運営します。
所管課	人権・多様性推進課、くらしの相談課

事業番号	92
計画事業	【新規】子供日本語教室の開催
事業内容	日本語の理解が十分ではない外国にルーツのある学齢期の子供を対象に、日本語学習の支援を行い、学校生活への適応やスムーズな学習につなげます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	93
計画事業	学校園における外国人への支援
事業内容	日本語の理解が十分でない園児・児童・生徒を対象に専門の講師を派遣し、日本語の指導を行います。また、保護者と学校園との間の意思疎通を図るため通訳者を派遣します。
所管課	教育支援館

### 取組の方向性③ ヤングケアラー問題への対応

事業番号	94
計画事業	【新規】ヤングケアラー支援
事業内容	ヤングケアラーに関する周知啓発のため、区職員等を対象とした研修を実施し、児童生徒向けに啓発リーフレット及び相談先周知カードの配布を行います。また、ヤングケアラーからの相談に対応するとともに、関係課、学校、福祉サービス提供事業者等と連携し、適切な支援に繋がります。
所管課	子ども家庭支援センター





## ●取組の方向性

### ① 全庁的な推進体制

### ② 職員に対する教育・研修体制の充実

台東区人権・多様性推進委員会のもと、ジェンダーの視点に立った区政運営を推進するため、任用におけるジェンダー平等の推進、ハラスメントの防止やジェンダー平等に関する研修の実施、男女平等参画の視点に立った広報や情報発信を行うための表現ガイドラインの活用など、全庁的な取組を推進します。

### ③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり

施策・事業を着実に進めるため、計画事業の進捗状況の把握や区民意識調査を実施するとともに、「はばたきプラン 21」推進会議を中心とした評価体制づくりを行います。

## 取組の方向性① 全庁的な推進体制

事業番号	31 (再掲)
計画事業	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進
事業内容	40 ページ参照

事業番号	95
計画事業	全庁的な推進体制の充実
事業内容	台東区人権・多様性推進委員会のもと、全庁的に施策の推進に努め、行動計画を着実に進めます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	96
計画事業	女性の人権に配慮した表現ガイドラインの活用
事業内容	男女平等参画の視点に立った広報や情報発信を行うため、表現ガイドラインを活用します。また、研修などを通じて職員のメディア・リテラシーの向上に取り組みます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	97
計画事業	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進
事業内容	職員の採用、昇任にあたっては、性別にとらわれない選考を行います。また、性別にかかわらず、ジョブ・ローテーションによる様々な職場経験を通じて、職員の資質能力の育成を進めます。
所管課	人事課

事業番号	98
計画事業	管理職選考の受験の奨励
事業内容	管理職選考の受験について、性別にとらわれず、受験資格を有する職員に対して、積極的に奨励します。
所管課	人事課

事業番号	99
計画事業	区における男性職員の育児参画に向けた取組
事業内容	女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇、育児休業の取得を促進して行きます。
所管課	人事課

## 取組の方向性② 職員に対する教育・研修体制の充実

事業番号	62 (再掲)
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	59 ページ参照

事業番号	100
計画事業	職員に対するジェンダー平等に関する研修
事業内容	ジェンダーの視点を根付かせるために、採用時・昇任時など、各職層に応じて、継続的にジェンダー平等に関する研修を実施します。
所管課	人事課、人権・多様性推進課

## 取組の方向性③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり

事業番号	101
計画事業	「はばたきプラン 21」推進会議の運営
事業内容	学識経験者、職域団体関係者、公募区民などで構成する「はばたきプラン 21」推進会議において、区における男女平等参画の推進について協議します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	102
計画事業	行動計画事業の推進
事業内容	行動計画事業を着実に推進していくため、進捗状況を定期的に把握し、関係課に対して働きかけを行っていきます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	103
計画事業	男女平等に関する台東区民意識調査
事業内容	定期的・継続的に意識調査を行い、男女平等に関する意識と実態を把握します。
所管課	人権・多様性推進課

## (2) 男女平等推進プラザの機能強化

### ●現状と課題

平成13年9月に開設された男女平等推進プラザは、男女平等参画に関する情報の収集、整理、発信をはじめ、各種講座の実施や男女平等推進フォーラムの開催、情報誌の発行やコミュニティ・カフェの運営等、幅広い事業に取り組んできました。また、事業の企画立案や運営にあたっては、区民によって組織されたプラザ運営委員会を中心として、区民の意見や発想を生かしながら、区民と協力して取り組んできました。

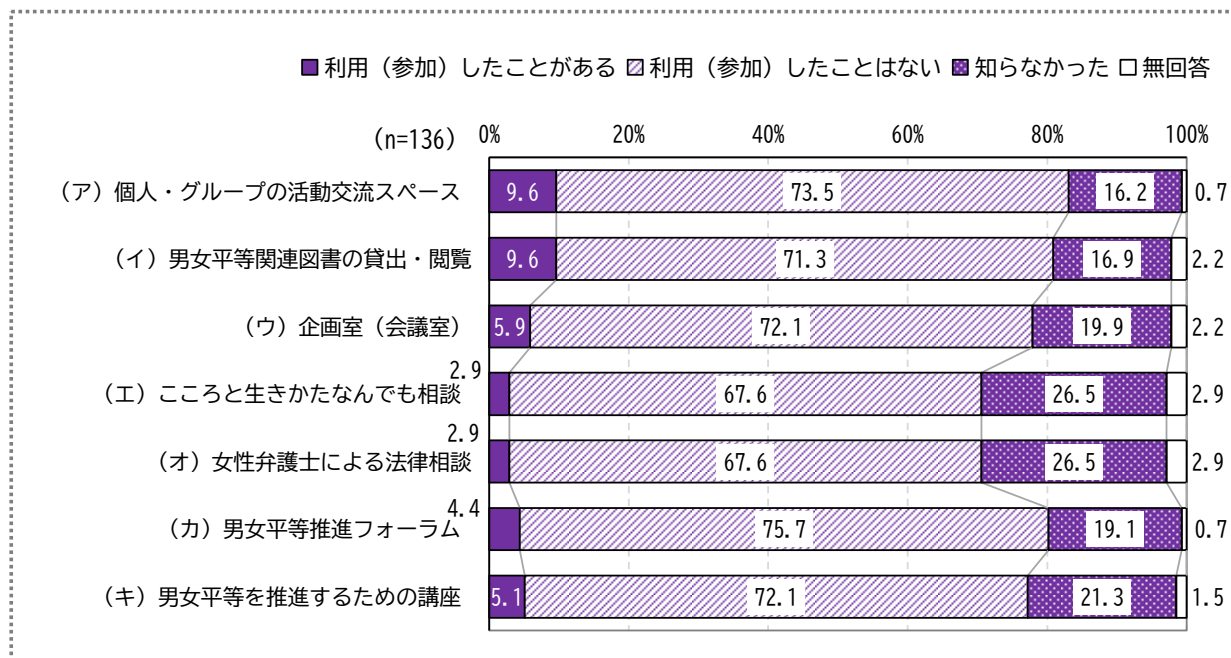
相談事業についても、カウンセラーによる生きづらさを抱える方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を実施してきました。

しかし、区民意識調査によれば、男女平等推進プラザを知っている人は、女性でも2割強となっており、利用者・参加者も限られているのが現状です。

男女平等推進プラザの存在を広く区民に周知するため、SNSの利用を含めてあらゆる媒体を活用した各種の広報活動に力を入れるとともに、全庁的な連携や民間企業との連携も強化し、区民の様々なニーズや地域の特性に対応した事業を展開していく必要があります。

また、男女平等推進プラザで行っている相談事業や相談窓口の周知を図り、誰もが気軽に相談を受けられるようにするとともに、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応できるよう相談機能の充実を図る必要があります。

「男女平等推進プラザ」の施設、事業の認知度・利用経験



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① 区民との協働による活力ある運営

男女平等推進フォーラムの開催、各種講座の実施、情報誌の発行など、様々な場  
面において、男女平等推進プラザの各種委員会や区民団体との協働による企画・  
運営を推進します。

### ② 相談事業の充実

カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士に  
よる法律相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

### ③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上

情報誌、パネル展、情報コーナーなど、あらゆる機会を捉えて男女平等参画に関  
する意識啓発を行うとともに、拠点施設である「男女平等推進プラザ」の認知度を  
向上させるための取組を実施します。

### 取組の方向性① 区民との協働による活力ある運営

事業番号	2 (再掲)
計画事業	男女平等推進フォーラム
事業内容	25 ページ参照

事業番号	104
計画事業	男女平等推進プラザの各種委員会への参画
事業内容	男女平等推進プラザの各種委員会に区民が主体的に参画することで、区民の意見や発想を生かした男女平等推進プラザの運営を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	105
計画事業	男女平等推進プラザ登録団体との連携
事業内容	男女平等参画に関わる団体と連携し、男女平等推進フォーラムにおける登録団体の活動発表や共催による講座等を実施します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	106
計画事業	ジェンダー平等を推進する人材の育成
事業内容	区民が企画し、講師となる講座を実施するなど、地域で活躍できる人材の育成を行います。
所管課	人権・多様性推進課

### 取組の方向性② 相談事業の充実

事業番号	107
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	男女平等推進プラザにおいて、カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。
所管課	人権・多様性推進課

### 取組の方向性③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上

事業番号	1 (再掲)
計画事業	男女平等参画に関する情報提供
事業内容	25 ページ参照

事業番号	108
計画事業	男女平等推進プラザ情報コーナーの充実
事業内容	ジェンダー平等に関する図書や行政資料等を収集し、閲覧・貸出を行います。また、男女共同参画週間などに合わせて、テーマ展示による図書の紹介を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	109
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	性別にかかわらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、今日的な課題をテーマとした講座を実施します。また、子育て世代の方が安心して講座に参加できるよう、託児サービスを実施します。
所管課	人権・多様性推進課

### (3) 国・東京都・企業・NPO 等との連携

#### ●現状と課題

男女平等参画社会を実現するためには、法律の整備・改正が必要なものや、広域的な対応が必要なものなど、区だけでは対応が困難な課題があります。また、男女平等参画に関連する法制度・施策等の周知など、国や東京都と連携し、区民や事業者に働きかける方が効果的に進むものもあります。

区独自では解決できない課題については、国や東京都に要望するとともに、広域で行う必要のあるものについては国や東京都、他の自治体と積極的に連携することが重要です。

また、施策・事業を効果的に進めていくためには、企業や NPO 等市民活動団体と連携・協働して取り組むことも必要です。

#### ●取組の方向性

##### ① 国・東京都・企業・NPO 等への積極的な働きかけと連携

法律や制度の整備・充実など、区の権限を超える課題については、国や東京都に要請します。また、DV 被害者の支援といった広域対応が必要な取組については、国や東京都、他自治体と連携して進めていきます。

さらに、企業や NPO などの市民活動団体と連携・協働することで、事業の効果的な推進を図ります。



## 取組の方向性① 国・東京都・企業・NPO等への積極的な働きかけと連携

事業番号	105（再掲）
計画事業	男女平等推進プラザ登録団体との連携
事業内容	82 ページ参照

事業番号	110
計画事業	国・東京都等への要望と連携
事業内容	区独自では解決できない諸課題の解決に向けては、国や東京都へ要望するとともに、広域で行う必要のある施策については国・東京都・他自治体と積極的に連携していきます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	111
計画事業	企業やNPO等市民活動団体との連携
事業内容	事業を効果的に推進するため、企業やNPO等市民活動団体との連携を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、区民課

